

○三郷市議会議員政治倫理条例施行規程

令和 7 年 3 月 2 4 日

議会告示第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、三郷市議会議員政治倫理条例(令和 7 年条例第 1 3 号)。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(審査請求の手續)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定による審査請求は、審査請求書(様式第 1 号)により行うものとする。

2 条例第 5 条第 2 項に規定する審査請求代表者は、審査請求署名簿(様式第 2 号)を前項の審査請求書に添付するものとする。

3 条例第 4 条第 1 項の規定による資料とは、条例第 3 条に違反する疑いがあることを客観的に判断できる書類、映像記録、音声記録、会議録等とする。

4 議長は、審査請求があったときは、条例第 4 条第 3 項に規定する審査対象議員に審査請求通知書(様式第 3 号)により通知しなければならない。

(審査付託の通知)

第 3 条 議長は、条例第 5 条第 1 項の規定により審査を付託したときは、審査請求代表者に対し、審査付託通知書(様式第 4 号)により通知するものとする。

(審査請求書の審査・確認等)

第 4 条 三郷市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)は、議長から審査請求の付託があったときは、当該審査請求書及び添付された資料を審査しなければならない。

2 審査会は、選挙管理委員会に対し、審査請求署名簿確認依頼書(様式第 5 号)により、審査請求署名簿に署名をした者が選挙人名簿に登録されている

ことの確認をしなければならない。

- 3 審査会は、第1項の規定による審査及び前項の規定による確認の結果、審査請求書等に形式上の不備があると認めるときは、審査請求代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を命ずるものとする。

(審査請求の却下)

第5条 審査会は、その結果が不相当と認められたとき、又は審査請求代表者が前条第3項の規定による補正の命令に従わないときは、当該請求を却下するものとする。

- 2 審査会は、前項の規定により審査請求を却下したときは、議長に対し、審査請求却下通知書(様式第6号)により通知しなければならない。
- 3 議長は前項の規定により審査請求却下通知書が通知されたときは、審査請求代表者及び審査対象議員に対し、審査請求却下通知書(様式第7号)により通知しなければならない。

(審査結果の報告等)

第6条 条例第8条第1項に規定による審査結果の報告は、審査結果報告書(様式第8号)により行うものとし、同条同項に規定する勧告は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 注意
- (2) 本会議における陳謝勧告
- (3) 一定期間の出席自粛勧告
- (4) 議長等役職及び議会選出委員の就任自粛勧告
- (5) 議長等役職及び議会選出委員の辞任勧告
- (6) 議員辞職勧告
- (7) 名誉の回復

(審査結果の通知・公表)

第7条 条例第9条の規定による審査結果の通知は、審査結果通知書(様式第

9号・第10号)により、審査請求代表者及び審査対象議員に対し行うものとする。

(措置の通知)

第8条 議長は、条例第11条により措置の内容を決定したときは、審査請求代表者及び審査対象議員に対し、措置内容決定通知書(様式第11号)により通知しなければならない。

(意見書の提出)

第9条 条例第10条第1項の規定による意見書の提出は、意見書(様式第12号)により行うものとする。

(公表の方法)

第10条 条例第7条第2項、第9条、第10条第2項及び条例第12条第2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 三郷市議会広報誌への掲載

(2) 三郷市議会ウェブサイトへの掲載

(宣誓書の提出)

第11条 条例第12条第1項に規定する宣誓は、宣誓書(様式第13号)への署名をもって行うものとする。

(議長の職務の代行)

第12条 議長が審査対象議員となったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査対象議員となったときは議会運営委員長、年長議員の順でこの条例(第13条を除く)による議長の職務を執り行うものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

三郷市議会議長

審査請求代表者

審 査 請 求 書

三郷市議会議員政治倫理条例第4条の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

記

- 1 審査対象議員名
- 2 政治倫理基準に違反する事実の内容
（該当条項：三郷市議会議員政治倫理条例第3条第1項第 号）
- 3 政治倫理基準に違反する事実の根拠
- 4 添付資料

様式第2号（第2条関係）

審 査 請 求 署 名 簿

三郷市議会議員政治倫理条例に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認めるので、
三郷市議会議員_____ に対し審査を請求するため署名します。

番号	署 名 年月日	住 所	氏 名	生年月日	印	備考

- * 署名簿は、住所を記載し、署名又は記名・押印したものでなければならない。
- * 心身の故障により署名簿への署名を他人に委任する場合。
代筆者は選挙権を有するものでなければならない。この場合において、委任を受けた者は当該委任した者の氏名の下に代筆者と記載し、代筆者として自らの氏名を自書し、住所等を記載すること。

様式第3号（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

三郷市議会議長

㊟

審 査 請 求 通 知 書

年 月 日付で三郷市議会議員政治倫理条例第4条第1項に基づく審査請求があったので通知します。

なお、同条例第6条第8項の規定に基づき、審査請求に対し弁明することができるので、次に掲げる期限までに、審査会における口頭で弁明する場合は申し出を行い、書面で弁明する場合は弁明書を提出してください。

期 限 年 月 日

様式第4号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

三郷市議会議長 ㊟

審 査 付 託 通 知 書

年 月 日付であった三郷市議会議員政治倫理条例に基づく政治倫理基準等に係る審査請求について、下記のとおり三郷市議会議員政治倫理審査会を設置し、審査の付託をしたので、通知します。

記

審査請求の対象となる議員の氏名	
審査請求の対象となる事由の該当条項及び内容	
三郷市議会議員政治倫理審査会の設置年月日	
審査の付託年月日	

様式第5号（第4条関係）

第 号
年 月 日

三郷市選挙管理委員会委員長 様

三郷市議会議員政治倫理審査会会長

審査請求署名簿確認依頼書

年 月 日付で三郷市議会議員政治倫理条例第4条第1項に基づく審査請求があったので、三郷市議会政治倫理条例施行規程第4条第2項の規定に基づき、審査請求署名簿に記載の者が、貴委員会所有の選挙人名簿に登録されている者であるか確認を求めます。

様式第6号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

三郷市議会議員政治倫理審査会会長

審 査 請 求 却 下 通 知 書

年 月 日付であった三郷市議会議員政治倫理条例に基づく政治倫理基準等に
係る審査請求について、下記の理由で却下したので、通知します。

記

却 下 の 理 由	
-----------	--

様式第7号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

三郷市議会議長 印

審 査 請 求 却 下 通 知 書

年 月 日付であった三郷市議会議員政治倫理条例に基づく政治倫理基準等に
係る審査請求について、下記の理由で却下したので、通知します。

記

却 下 の 理 由	
-----------	--

様式第8号（第6条関係）

年 月 日

三郷市議会議長

様

三郷市議会議員政治倫理審査会会長

審 査 結 果 報 告 書

年 月 日付で審査の付託を受けた件について、三郷市議会議員政治倫理
条例第8条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 審査対象議員名

2 審査の結果

様式第9号（第7条関係）

第 号
年 月 日

審査請求代表者

様

三郷市議会議長

㊟

審 査 結 果 通 知 書

年 月 日付で審査請求のあった件について。三郷市議会議員政治倫理
条例第9条の規定に基づき、次のとおり通知します。

記

1 審査対象議員氏名

2 審 査 の 結 果

様式第10号（第7条関係）

第 号
年 月 日

審査対象議員

様

三郷市議会議長

印

審 査 結 果 通 知 書

年 月 日付で審査請求のあった件について。三郷市議会議員政治倫理
条例第9条の規定に基づき、次のとおり通知します。

なお、同条例第10条第1項の規定により、この審査結果について意見書を提出することが
できますので、意見書を提出する場合は、年 月 日までに提出してくだ
さい。

記

1 審査対象議員氏名

2 審 査 の 結 果

様式第11号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

三郷市議会議長 印

措置内容決定通知書

下記の審査請求について、三郷市議会議員政治倫理条例第11条の規定により措置内容を決
定したので、通知します。

審査対象議員の氏名	
審査請求年月日	
政治倫理条例に違反する 疑いがある事由	
措置の内容	

様式第12号（第9条関係）

年 月 日

三郷市議会議長

様

三郷市議会議員

意見書

三郷市議会議員政治倫理条例第10条第1項の規定に基づき、審査の結果について次のとおり意見します。

記

意見の事由

様式第13号（第11条関係）

宣 誓 書

私は、三郷市議会議員政治倫理条例を遵守し、三郷市民の代表として、市民に信頼される議会運営を遂行するため、公職者としての高い倫理観と良識及び市民を代表する誇りを持ってその職責を全うすることを誓います。

年 月 日

三郷市議会議長

様

三郷市議会議員

様式第 1 号(第 2 条関係)

様式第 2 号(第 2 条関係)

様式第 3 号(第 2 条関係)

様式第 4 号(第 3 条関係)

様式第 5 号(第 4 条関係)

様式第 6 号(第 5 条関係)

様式第 7 号(第 5 条関係)

様式第 8 号(第 6 条関係)

様式第 9 号(第 7 条関係)

様式第 1 0 号(第 7 条関係)

様式第 1 1 号(第 8 条関係)

様式第 1 2 号(第 9 条関係)

様式第 1 3 号(第 1 1 条関係)